限定承認公告

本籍宮崎県宮崎市高岡町紙屋三九三番地、最後の住所宮崎県宮崎市高岡町紙屋四一〇番地
被相続人　亡　猪口　久男

右被相続人は平成二十五年三月九日死亡し、その相続人は平成二十五年十月十八日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十五日
宮崎県宮崎市大塚町宮田三〇二二番地第二旭洋ハイツ三〇五号
相続財産管理人　猪口　泰弘

信託の併合の公告

新生信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十五年十二月二十七日付で左記二（一）の信託（一号信託）及び二（二）の信託（二号信託）を併合しますので、公告します。

この併合に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、信託の併合をする各信託の当事者
（一）一号信託
委託者兼受益者
東京都新宿区四谷一丁目四番地あると綜合事務所内
合同会社西新宿六丁目開発プロジェクト
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社
（二）二号信託
委託者兼受益者
東京都新宿区四谷一丁目四番地あると綜合事務所内
合同会社西新宿六丁目開発プロジェクト
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社

二、信託の併合をする各信託の年月日及び各信託についての信託契約の内容
（一）一号信託
平成二十三年三月三十一日付不動産管理信託契約書（ファンドコード六〇二四五〇一）
（二）二号信託
平成二十三年三月三十一日付不動産管理信託契約書（ファンドコード六〇二四五〇二）
なお、右記（一）及び（二）の各信託の年月日は、それぞれ右記記載の契約締結日と同日です。

三、信託の併合をする各信託において作成された財産状況開示資料等
右記二（一）及び（二）の各信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十三条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

四、併合後の信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み
履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

五、連絡先
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社
電話番号（代表）〇三―六八八〇―六二〇〇
平成二十五年十一月二十五日
受託者
東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
新生信託銀行株式会社
代表取締役　後藤　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億四千四百万円減少し、四十九億三千五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年十二月二十六日です。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十四日
掲載頁　八十二頁（号外第一六〇号）
平成二十五年十一月二十五日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
東糀谷集合型工場特定目的会社
取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二千万円減少し金十六億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十二月二十六日であり、社員総会の決議は、平成二十五年十一月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十五年十一月二十五日付官報の号外第七十三号五十九頁に掲載されています。

平成二十五年十一月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ＰＡＪ１特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億三千万円減少し、金〇円とすることにいたしました。なお、減少する金十三億三千万円は欠損金のてん補に充当いたします。

効力発生日は平成二十五年十二月二十六日であり、社員総会の決議は平成二十五年十一月二十五日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十五日付官報の号外第八十九号五十三頁に掲載されています。

平成二十五年十一月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ジャスパー・ピー・イー特定目的会社
取締役　長縄　順一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金十三億三千万円減少し、発行済優先出資二万六千六百口（但し、第一号優先出資について一万三千五百六十六口、第二号優先出資について一万三千三十四口）全部を無償消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月二十六日までに当社にご提出ください。

平成二十五年十一月二十五日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
ジャスパー・ピー・イー特定目的会社
取締役　長縄　順一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十一月二十五日
大阪市中央区内本町一丁目二番六号
株式会社Gate Keeper Corporation
代表取締役　高瀬　直樹

訂正公告

平成二十五年九月十一日掲載の前橋家庭裁判所桐生支部に係る平成二十五年（家）第一九九号相続財産管理人の選任中「被相続人　亡　高橋ケイ子」とあるは「被相続人　亡　高橋ケイ子」の誤りにつき訂正します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一	上	終りから一三～一二	第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項から第五項及び第四項	第九十九条第三項から第五項並びに第百七十七条第三項から第五項
〃	〃	一〇～九	補足第三改訂版	補足第二改訂版
〃	下	一六	第六改訂版	第七改訂版
〃	〃	一七	国土交通省告示第七百二十五号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）	同日（同号外）国土交通省告示第七百二十六号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）
一二	上	終りから一四～一三	同規則第２改訂版	協定規則第16号第６改訂版
〃	〃	八	一損傷	傷害
〃	〃	一三	五の下に六を加え	に改め
〃	〃	一四	第二号に	第二号の次に
〃	〃	終りから二～一	「交換可能な電球」を「交換式光源」に改め、「基準光束値」	「基準光束値」
〃	下	一〇	3・8・3・	3・8・
〃	〃	終りから一二	3・7・1・	3・4・1・

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月二十五日付第二五三
●十月十七日付参会第二号

号九六ページ●同日付政府調達第二二一号四〇ページ
一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）